

静岡県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20第1項の規定に基づき、歩行者利便増進道路として指定したので、同条第5項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和6年3月19日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月19日

静岡県知事 川勝平太

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	歩行者利便増進道路として指定する区間	図面縦覧場所
県道	鷹岡富士停車場線	富士市本町20番の1地先から 富士市本町1丁目6番の4地先まで	富士土木事務所

2 歩行者利便増進道路として指定する期日

令和6年3月19日